

**交通不便地域指定申請書（別表7ハ②（2）関係）  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係)**

<b>1. 指定を受けようとする地域名</b>
・岡山県岡山市南区東畠 ・岡山県岡山市南区藤田 (上記のうち、新設停留所から半径1キロメートル圏内かつ既設停留所から半径1キロメートル圏外の区域)
<b>2. 指定を受けようとする理由</b>
令和7年9月から妹尾駅と築港新町を結ぶ支線の運行を計画している。 当該路線のうち、東畠・藤田には半径1キロメートル圏内にバス路線が存在しない公共交通が空白の地域が存在する。 上記の地域の高齢者の交通手段を確保することは必要だが、当該路線は沿線人口が少ない区間を運行することから、事業者や自治体の運営努力だけでは維持が困難である。 したがって、新たに交通不便地域の指定を受けることで、国の地域公共交通確保維持事業であるフィーダー系統補助の対象とし、将来にわたって路線の維持を図る。
<b>3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要</b>
妹尾・岡南線 起点：妹尾駅、終点：築港新町 運行事業者：八晃運輸株式会社
<b>4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口</b>
199人
<b>5. 指定を受けようとする期間</b>
令和7年9月15日（予定）～令和11年9月30日
<b>6. 協議会における協議年月日</b>
令和7年6月30日
<b>7. その他特記事項</b>

**【添付書類】**

- ・指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・関東運輸局審査方針1、「(3)「停留所等」から除外できるもの」の①、「(4)停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・その他参考資料

## 交通不便地域の人口について

(1) 新たに交通不便地域として指定

### 【妹尾・岡南線】

行政区	町丁	世帯数	人口	1世帯あたりの人口	交通不便地域の世帯数	(4)	(3)×(4)
							(1)
南区	南区東畦	3,239	7,197	2.22		85	190
南区	南区藤田	5,659	12,661	2.24		4	9
合計		8,898	19,858			89	199

\*世帯数、人口は令和6年3月末時点の住民基本台帳の数字

(2) 交通不便地域の人口変更

### 【妹尾・北長瀬線】

行政区	町丁	世帯数	人口	1世帯あたりの人口	交通不便地域の世帯数	(4)	(3)×(4)
							(1)
北区	北区今保	2,045	4,662	2.28		12	27
北区	北区延友	573	1,232	2.15		16	34
南区	南区古新田	572	1,525	2.67		88	235
南区	南区妹尾	4,192	9,112	2.17		148	321
南区	南区山田	535	1,318	2.46		87	214
合計		7,917	17,849			351	831

\*世帯数、人口は令和6年3月末時点の住民基本台帳の数字

変更前は297人

## 妹尾・岡南線



下図はgoogle map

下図はgoogle map

